

海外経済要録

国際機関

◇ IMF総務会暫定委員会コミュニケを発表

IMF総務会暫定委員会は9月4日、カナダのトロントにおいて第19回の会合を開催し、以下のコミュニケを発表した。

1. 国際通貨基金(IMF)総務会暫定委員会は、1982年9月4日、アラン・J・マッケン・カナダ副首相兼大蔵大臣を議長として、第19回会合を開催した。本会合には、ジャック・ド・ラロシェールIMF専務理事が参加したほか、多くの国際機関、地域機関およびスイスからオブザーバーが出席した。
2. 委員会は、世界経済見通しおよび現在多くのIMF加盟国が直面している困難な問題に対処するのに必要とされる政策について検討し、問題の根深さからみて、国内・対外両面の不均衡調整のためには継続的努力が必要であるという点で合意した。

委員会は、生産および世界貿易の停滞、高水準でお上昇をみている失業率、保護主義に対する国内圧力の増大に対して深い憂慮の念を表明した。委員会は、いくつかの主要工業国においてインフレ抑制の面でかなりの進展がみられたが、多くの国でなおインフレ率が高水準にとどまっていることに留意した。委員会は、生産の着実な増大と失業の減少という目標は持続的にインフレおよびインフレ期待を抑制し、名目・実質金利を引下げ、その他障害を除去することによってはじめて達成しうる点を確認した。委員会は、また、生産と雇用を促進するための構造政策および特別な計画を策定することの重要性も確認した。

委員会は、これまでの物価上昇率の低下を部分的に反映した最近の金利低下を歓迎した。しかしながら、金利の一段低下、経済成長の確保および主要通貨の為替相場安定化をもたらすインフレ率格差の縮小のためには、さらに明確に物価を安定させることが、とりわけインフレ率が相対的に高い国において、不可欠であることを確認した。

これらの目標を念頭に置きつつ、委員会は、生産と雇用に対し大きな影響を及ぼさないよう通貨供給量の伸びを適度に抑制するためには、財政政策が金融政策を充分に補完する必要があることを強調した。具体的には、政策当局のインフレ抑制スタンスを一般の人々が信認し、

それにより金融市场への圧力を緩和させて、金利の低下を図り、さらに民間投資のファイナンスが中期的にみて阻害されることがないようにするために、財政赤字を持続的に削減していくよう委員会は要請した。

資金交渉および価格決定に関する慣行の硬直性打破も委員会の要請したところである。各国政策当局が自国の状況に応じ、雇用促進のために賃上げを緩和する必要性があるとの合意が労使間でえられるよう努めたことは適切な財政・金融政策を補完するうえで、有益である点が確認された。この関連で委員会は、貯蓄を増加させ収益と投資インセンティブを回復する必要があることを強調した。

委員会は、多くの非産油発展途上国が直面している状況を憂慮し、こうした状況はこれら諸国の経済成長の大幅な減速、経常収支赤字の増大のほか、世界的なリセッション、交易条件の大変な悪化、国際金融市场における未償有の金利上昇といった対外的要因によるところが極めて大きいという点に留意した。しかしながら、多くの国における現在の困難は、不当に拡大的な財政政策にも起因するものであり、これが対外不均衡はもとより国内インフレと資源の不適正な配分をもたらしたことを指摘した。委員会は多くの非産油発展途上国が経済不均衡の是正に努めているがさらに成果をあげる必要があるとの見解を表明した。

これに関連して、委員会は非産油発展途上国の対外ファイナンスについて次の2つの点で重大な懸念を表明した。第1は、発展途上国、とりわけ国際金融市场での資本調達が限られている低所得国に対する援助および借款供与を拡大させる必要性に関するものである。第2は、多くの国における対外債務が最近急速に増加し、記録的な高水準に達している点に関するものである。委員会は、民間資金をこれまでのように活用できなくなった時点において、これら諸国がその時の状況に現実的に対応することの重要性を強調した。

委員会の討議を通じ、世界経済における高度の相互依存関係およびより一層緊密な国際協調の必要性が強調された。委員会は、対外収支不均衡およびその調整問題の解決が長引き、国際金融市场での混乱が生じている現在、全てのIMF加盟諸国に対し、問題解決策を決定する際に貿易相手国の利益および世界経済全体の状況にも充分配慮するよう改めて要請した。これに関連して委員会は保護主義は目前の利益にとらわれ、生産性の向上およびインフレ抑制を阻害するとともに、世界貿易の拡大とそれに伴い各國が享受すべき利益をも損うものであるとの警告を行った。委員会は、さらに金融市场における

資本調達の途が各国に平等に開かれていることが基本的に重要であり、そのような状態を維持していくべきである点に留意した。

3. 委員会は、世界経済を取り巻く異常に困難な状況にかんがみ、国際収支の調整を促進するうえでIMFが果たす役割は非常に重要であることを確認するとともに、IMFが監視機能を効率的かつ公平に遂行する必要があることを強調した。委員会は、国際通貨情勢を一段と安定させるべくIMFが払っている努力が結実するためには、全加盟国の全面的な協力が不可欠であると考えた。この点に関連し、委員会は、昨年6月のベルサイユ・サミットにおいて採択された国際通貨に関する付属文書(7月号「要録」参照)の中で述べられているIMFの監視責任と安定促進のための努力とに関する政策宣言を歓迎した。

4. 委員会は、第8次一般見直しにおいてクォータの増額問題を検討した。委員会は、理事会における増資規模の検討にかなりの進展がみられた点に留意し、第8次一般見直しに際してクォータ算定に使用されるべき計算式について合意が得られたことを歓迎した。委員会の関心は、増資の規模およびその各国への配分の2点に集中した。

第8次一般見直しにおいて、クォータを充分な規模に増額することが急務であるという点で広い支持が得られた。委員会は、クォータがIMFの融資活動の主要な資金源でなければならず、従って、IMFが1980年代を通じて有効に機能を発揮し得るに充分な規模のクォータが確保されなければならないことを再確認した。委員会は、第8次一般見直しにおけるクォータの増額にあたっては加盟国のグループ間での適正なバランスにも配慮しつつ、各加盟国のクォータを各国の世界経済に占める地位に相応したものとする必要があることを再確認した。委員会は、また理事会に対し現在の諸取極が国際金融上の重大事態が生じた場合それに対処するに充分であるかどうか検討するよう要請した。

委員会は、理事会に対し、83年4月の次期暫定委員会開催までにクォータ増額の規模およびその配分に関し残された問題が解決されるよう、引き続き優先的に作業を行うよう要請した。

5. 委員会は、82年1月1日に始まった第4基本期間におけるSDR配分問題等について討議した。事務理事は、協定によって必要とされているだけの十分な支持が集まらなかったため、SDR配分に関する提案を行うことができなかっただ旨報告した。委員会は理事会に対し、専務理事がIMF協定の規定に従い現基本期間中のSDR

配分についてできるだけ速やかに提議しうるよう、意見一致を図るために引き続き努力することを要請した。

委員会は、国際通貨制度におけるSDRおよびSDR建資産の使用および役割に関する種々の側面について理事会が広範な検討を行っていることに留意し、理事会が今後も積極的に検討を続けることを支持した。

6. 委員会は、カナダ政府、オンタリオ州当局、トロント市および市民から受けた歓待と本会合のためになされた卓越した準備に対し深い感謝の意を表明した。

委員会は、次回会合を1983年4月27、28日にワシントンで開催することに合意した。

米州諸国

△米国、国庫債務臨時限度額を引上げ

レーガン大統領は9月23日、国庫債務臨時限度額を83年9月30日までの期限付きで、現行の7,431億ドル(82年6月設定)から8,900億ドル(永久限度額4,000億ドルを含めた総限度額は12,900億ドル)に引上げる法律に署名した。

なお、上記総限度額のうち4.25%の金利上限を超えて発行しうる長期国債(期間10年超)の限度額も、「税の公平と財政節度に関する法」(9月3日大統領署名)において700億ドルから1,100億ドルに引上げられている。

△米国連邦準備制度、一部準備預金の同時積立方式への移行時期を84年2月と決定

連邦準備制度理事会は9月29日、決済勘定にかかる準備預金の後積み方式(Lagged Reserve Accounting)から同時積立方式(Contemporaneous Reserve Accounting)への移行(注)を84年2月より実施することを決定、発表した。同方式の内容は最終的にはレギュレーションD(支払準備制度に係る規制)の変更により確定されるが、現時点で明らかにされている同方式の概要は以下のとおり。

(注) 準備預金の同時積立方式を採用すれば、当期の準備所要額そのものに政策当局が影響を与えることができるため、理論的にはより確かなマネーサプライコントロールが可能とされている。ただし市中金融機関側にコンピュータープログラムの変更等により多くのコスト負担が生じるため、コストに見合うだけの効果を得ることができるかどうかがFRB内部での検討課題となっていた。このため本年6月28日の理事会において同方式の導入自体は決定されたものの、実施時期については白紙とされていた。

なお、連銀では1968年9月以前にも同時積立方式を実施したことがある。

(1) 対象

預金総額15百万ドル以上の預金取扱い金融機関、エ

ッジ・アクト法人および在米外銀支店・エージェンシーの決済勘定(平残ベース)にかかる準備所要額

(注) これらはいずれも現在毎週連銀へ預金残高を報告し、週ベースで準備預金積立てが義務づけられている機関

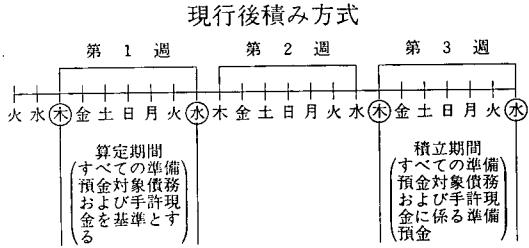
(2) 準備預金算定期間

月曜日に終る2週間(現行の後積み方式のもとでは水曜日に終わる1週間)

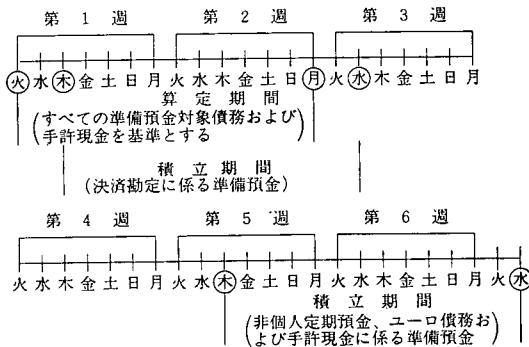
(3) 同積立期間

上記算定期間開始後最初の木曜日に始まり算定期間終了後最初の水曜日に終わる2週間(すなわち算定期間と積立期間との間には2日間のずれがあるのみ。現行の後積み方式のもとでは算定期間が終了後8日の木曜日に始まり水曜日に終了する1週間を積立期間としているため、準備所要額が確定してから積立期間が終了するまで14日間のずれがある)。

一方、預金総額15百万ドル以上の預金取扱い金融機関、エッジ・アクト法人および在米外銀支店・エージェンシーの非個人定期預金、ユーロ債務については従来どおり後積み方式による。ただしその準備預金積立期間は月曜日に終わる2週間の算定期間が終了してから17日の木曜日に始まり翌々週の水曜日に終わる2週間とされており、準備所要額が確定してから積立期間が終了するまで30日間のずれがあることになる。このように84年2月以降の支払準備制度のもとでは同時積立方式と後積み方式とが併存することとなるが、これを現行方式と比較するため図示すれば以下のとおり。



新方式<84年2月以降>



この間、預金総額15百万ドル未満^(注1)の中小金融機関については現在四半期ごとの計数報告およびそれに基づく準備積立て義務が課されているが、84年2月以降は従来どおり計数報告、準備積立てを四半期ベースで行うかあるいは同時積立方式を採用するか、各年初に選択できるようになる^(注2)。

(注1) このうち預金総額2百万ドル未満の中小金融機関について
は、預金取扱い金融機関すべてに対して準備積立て義務が課された「金融制度改革法」施行(80年11月)後も積立てを猶予され
てきたが、10月15日に成立した「1982年預金取扱い金融機関法」により改めて積立てを免除された。

(注2) 同時積立方式に従わない場合でも、算定期間は同時積立方式に準じて現在の水曜日に終わる1週間から月曜日に終わる1週間へ修正された(積立期間は従来どおり水曜日に終わる1週間続)。

なお、連邦準備制度理事会では上記のような一部準備預金の同時積立方式への移行に際してはこれに要するコスト増等を理由にかなり多くの金融機関から反対の声が根強いことを考慮し、移行時期を当初予定していた83年5月を84年2月として相応の準備期間を設けたほか、現在2%とされているキャリィオーバー(所得準備額のうち翌積立て期間に持越すことが出来る積み過不足額)について、移行後6か月間は3%(もしくは25千ドルのうち、いずれか大きい額)、その後6か月間は2.5%(同)とし2年目から現在の2%(同)へ戻すという過渡的措置を認めることとしている。

◆米国連邦準備制度、銀行持株会社による貯蓄貸付組合の州際買収を初めて認可

1. 連邦準備制度理事会は9月28日、シティバンクの持株会社シティコーポ(本部ニューヨーク、総資産1,200億ドル)がカリフォルニア州所在の貯蓄貸付組合フィデリティ(本部サンフランシスコ、総資産29億ドル)を買収することを認可し、同日その旨発表した。

ただし連邦準備制度理事会は本件認可にあたり今後の各方面への影響を勘案して以下の条件を付している。

- フィデリティは従来どおり不動産抵当貸付のみを行う貯蓄貸付組合として運営されること
- フィデリティはカリフォルニア州外でポイント・オブ・セールのような遠隔サービス施設を設置・運営してはならないこと
- フィデリティはカリフォルニア州所在の国法もしくは州法銀行が支店設置を認可されていない場所に支店を設置してはならないこと
- フィデリティは他のいかなるシティコーポの子会社とも提携してはならないこと
- シティコーポとフィデリティとの間の資金取引についてはニューヨーク連銀が考查権限を有すること

・フィデリティは“銀行”という名称を冠してはならないこと

・フィデリティが州法免許の貯蓄金融機関や国法ないし州法銀行へ転換する場合には事前に連邦準備制度理事会の承認が必要であること

なお、本件のように州際かつ異種業態間の買収・合併案件が今後提出された場合には連邦準備制度理事会はケースバイケースで対処する旨コメントしている。

2. 以上のように、今般連邦準備制度理事会が銀行持株会社による貯蓄貸付組合の州を越えた買収を認めた結果、州際かつ異種業態間の買収・合併としては初めてのケースとなった。

ちなみに買収・合併に関する規制の状況をみると次のとおり。

(1) これまで銀行持株会社による州外の銀行取得については、銀行持株会社法(1956年法)により、当該銀行所在州の州法が明示的に認めている場合を除き禁止されている(ダグラス修正条項)。

(2) 州外の貯蓄金融機関の保有については原則として連邦準備制度の認可が必要とされ、実際には、同理事会がこれまで認可した例はなかった。

(3) 1980年3月に預金利規制の段階的廃止や貯蓄金融機関の業務範囲拡大などを内容とする「金融制度改革法」(Depository Institutions Deregulation and Monetary Control Act of 1980、55年5月号「要録」参照)が成立し、各種規制緩和が打出される一方、インフレ高進に伴う資金調達コスト上昇などから経営破綻に陥った貯蓄金融機関を救済する動きが広汎化したため、連邦住宅貸付銀行理事会(FHLBB)は昨年9月傘下貯蓄貸付組合同士の州を越えた合併を初めて認可し、また連邦準備制度理事会も本年4月には初めて銀行持株会社が同一州内の貯蓄貸付組合を取得すること(同一州内の異種業態間の合併)を認めていた。

◆米国、公定歩合を引下げ

連邦準備制度理事会は10月8日、傘下地区連銀が公定歩合を0.5%引下げ9.5%とする(実施日10月12日)ことを承認した旨発表した。

今回の公定歩合引下げは本年7~8月の4回にわたる引下げ(各0.5%、12%→10%)に続くもので、昨年9月以来の引下げ局面では10回目(高率適用制度の適用金利引下げ、同制度撤廃を除いた公定歩合引下げのみでは7回目)の緩和措置である。

今回の措置に関し、同理事会では「短期市場金利の水準に追随して採られたもの」とコメントしている。

◆カナダ、内閣改造を発表

トルドー・カナダ首相は9月10日、蔵相等主要5閣僚の入れ替えを行ったのに続き、同30日、さらに13名の閣僚の異動を発表した。これらの内閣改造は、新陣容の下で現在の経済的な苦境に立ち向う意欲を新たに示すことによりトルドー政権に対する最近の支持率低下に歯止めをかけることをねらったものとみられている。内容をみるとほぼ現閣僚の職掌換えとなっている。なお、トルドー首相は改造人事の発表にあたって、インフレ抑制を主眼とした従来の経済政策方針に変りはない旨声明している。

改造内閣の主なメンバーは次のとおり(<>内は前任)。

首相	Pierre E. Trudeau
副首相兼外相	Allan Joseph MacEachen <副首相兼蔵相>
蔵相	Marc Lalonde<エネルギー・鉱山・資源相>
通産相兼地域経済開発相	Edward Lamley <国際貿易担当国務相>
エネルギー・鉱山・資源相	Jean Chrétien<法務相兼検察長官>
国際貿易担当国務相	Gerald Regan<労働相>
経済開発担当国務相兼	
科学技術担当国務相	Donald Johnston<予算局長官>

欧　洲　諸　国

◆ブンデス銀行、最低準備率を引下げ

ブンデス銀行は、9月23日の定期中央銀行理事会において、対内・対外債務にかかる最低準備率を一律10%引下げ(流動性解放額は約55億マルク)、10月1日から実施する旨決定した。また同行は、本措置発表と同時に10月1日に期日落ちとなる既往オペ分(78億マルク)の更新方針を明らかにした。これらの措置は同国内において前回の公定歩合引下げ(8月26日実施)に次ぐ金融緩和措置と受止められており、特に市場筋は、「①準備率の引下げ幅が大幅であったこと(市場では7%前後の引下げを予想)、②今後の流動性供給について明確なサインが示されたことなどからブンデス銀行の景気重視の積極緩和姿勢を再確認できた」としている。

◆西ドイツ、コール新政権成立

西ドイツ連邦議会は、10月1日、キリスト教民主・社

会同盟(CDU・CSU)・自由民主党(FDP)共同勧議によるシュミット首相不信任案を可決、後任首相にヘルムート・コールCDU党首を選出した。この結果、1969年以来13年振りに保守陣営へ政権が移行することとなった。10月4日に発足したコール新内閣の主要閣僚は以下のとおり。

副首相兼外相 Hans Dietrich Genscher(FDP)
内務相 Friedrich Zimmermann(CSU)
法務相 Hans Engelhard(FDP)
蔵相 Gerhard Stoltenberg(CDU)
経済相 Otto Graf Lambsdorf(FDP)
雇用相 Norbert Blöm(CDU)
国防相 Manfred Wörner(CDU)
建設相 Oscar Schneider(CSU)
家庭・保健相 Heiner Geißler(CDU)
東西ドイツ関係相 Rainer Barzel(CDU)

◇フランス政府、フラン防衛のため外貨借入を決定

1. フランス政府は9月15日、フラン売り投機に対処して外貨準備を補強するため(注)、総額40億ドルの外貨借入を実施する旨閣議決定した。

(注) 昨年来の外貨準備(金、IMFポジションおよび欧洲通貨基金<FECOM>ポジションを除く)の推移は以下のとおり。
 81年4月30日 424.0億フラン
 12月31日 362.5 " "
 82年7月29日 325.6 "
 8月26日 296.3 "
 9月30日 184.4 "

今次対外借入の概要は以下のとおり。

- (1) 総額………40億ドル(約280億フラン)。
- (2) 期間………10年、据置き期間なし。
- (3) 金利………6か月ものLibor(ロンドン銀行間出し手金利)プラス0.5%。なお、未引出し分の手数料は6か月ものLibor+0.25%。
- (4) 借入方式………日本、米国、欧州(フランスを含む)および中東の銀行によるシンジケート・ローン(注)。3分の1(13億ドル)は借入契約締結後直ちに引出し、残る3分の2(27億ドル)は随時引出し。

(注) 幹事行は、ソシエテ・ジェネラル(フランス)、アラブ・バンキング・コーポレーション(クウェート、アラブ首長国連邦、リビア)および東京銀行。

なお、借入金はフランス銀行の勘定に入れられ、財政資金としては使われない。

2. 今次外貨借入発表に際し、ミッテラン大統領は、「政府はあらゆる手段を動員してフラン防衛に取り組む所存である」と述べている。

なお、9月24日の経済財政省声明によれば、本シンジケート・ローンに応募した銀行は同月23日時点で51行、応募額は56億ドルに達した(募集額<40億ドル>は変更なし)。

◇フランス政府、長期貯蓄奨励措置等を決定

1. フランス政府は8月25日、長期貯蓄奨励と企業の資金調達順便化を図る趣旨から、新金融商品の創設、利子所得に対する優遇税制の拡大、企業増資に対する減税等、一連の措置を閣議決定した(本措置は、83年度予算案の一部として具体化され、議会審議を経て明年以降実施の予定)。

- (1) 株式貯蓄ファンド(compte d'épargne en actions, CEA)の創設

新金融商品として株式貯蓄ファンドを創設する。同ファンドの受入れ金融機関は受入れ資金を株式に投資(ただしフランス企業の株式に限定)する一方、同ファンド純増額(1人当たり年間1万フラン、1世帯当たり同2万フランまで)の20%相当額を同ファンドへの出資者の所得税額から暫定的に控除する。なお、5年を経過した時点で投資額が純減になっていなければ、当該控除は確定する。

本制度は、82年末をもって期限切れとなる株式投資促進措置(いわゆる「モノリー法」、53年6月号および56年10月号「要録」参照)に代わるものであるが、50歳以上の納税者に対しては、引き続き当該株式投資促進措置が延長・適用される。

- (2) 利子・配当所得に対する優遇税制の拡大等

イ. 債券に係る利子所得に対する非課税限度額の引き上げ

現行の3千フランから5千フランへ引き上げ。なお、5千フラン超の部分については、引き続き源泉分離課税(現行税率25%)を適用。

ロ. 配当所得に対する優遇税制の簡素化

現行の優遇税制(avoir fiscal)(注)を廃止し、総所得の水準に応じて配当額に対する税控除額を決定する方式に移行する。当該控除額は、以下の式により算出される。

$$\text{配当所得} \times 0.5 \times \frac{\text{総所得にかかる税率}(\%)}{100} = \text{税控除額}$$

(注) 総所得に配当所得の2分の1を上乗せした額を課税対象所得とみなす、この結果得られた所得税額から配当所得の2分の1を差し引いた額を実際の納税額とする、いわゆる半額グロス・アップ方式。

ハ. 有価証券に係るキャピタル・ゲイン税の軽減・簡

素化

(3) 企業に対する増資奨励措置等

イ. 増資株式に対する税額控除

増資実行時(1987年末まで)から10年間、当該増資株式に係る支払い配当相当額を法人税額から控除する(注)。

(注) 従来は、増資実行時から7年間、増資額の7.5%を限度として同様の減税措置が認められていた。

ロ. 議決権のない優先株式の発行条件緩和

現在、「前3期中2期において配当を実施した企業」にのみ標記株式の発行が認められているが、これを「前2期中1期(以下同)」に緩和する。

ハ. 増資手続の簡素化等

(4) 短期貯蓄に対する利子課税の引上げ

定期預金、TB等の利子にかかる税率(源泉分離課税)を現行の38%から45%に引上げる(ただし、匿名の場合は現行の42%から50%に引上げ)。

2. 今次措置は、政府の諮問によりドートレム委員会(昨年9月発足、座長は Dautresme 現クレディ・ドュ・ノール頭取)が貯蓄増強をテーマに作成した報告書(本年4月提出)(注)に基づいて打出されたものである。

(注) 同報告書は、①貯蓄手段の多様化、②貯蓄意欲の高揚、③企業投資の源泉としての貯蓄の活用、④貯蓄税制の見直し、等の問題を扱ったもので、具体的な提案としては、①株式投資増強につながる新金融商品の創設、②短期預金に対する優遇税制の撤廃、債券の発行条件改善等による長期貯蓄の増強、③増資手続の簡素化、等が盛り込まれている。

なお、今次措置につき、ドゥロール経済財政相は、「フランス産業の競争力を強化するためには、より多くの資金を設備投資や技術革新に振り向かねばならない。今回の措置は、こうした見地から、国民の長期貯蓄奨励をねらったものである」と述べている。

◇ フランス政府、1983年度予算案を閣議決定

フランス政府は9月1日、1983年度(1~12月)予算案を閣議決定した。本予算案は、歳出全般の抑制により財政赤字圧縮を図った緊縮的な内容となっており、政府では、「経済が深刻な状況にあるとの認識に立ち、インフレ対策に主眼を置いて作成したものである」とコメントしている。本予算案の概要は以下のとおり(別表参照)。

1. 確定収支(日本の一般会計に相当)をみると、歳入は、一部で減税措置が講じられたこと等から前年度当初予算比+8.7%(前年度同+19.0%)の低い伸びとなっているものの、歳出が、一般経費削減、軍事・社会保障関係支出抑制などにより同+11.8%(同+27.6%)とかなり抑えられているため、収支尻赤字は1,151億フラン(同838億

フラン)にとどまった。

一方、暫定収支(日本の財政投融資に相当)尻は、政府機関を通じる投融資の圧縮等により、26億フランの赤字と、前年度当初予算(同116億フラン)に比べ大幅な赤字幅縮小をみた。

この結果、総合収支尻赤字は1,178億フラン(同955億フラン)と、年初来の政府目標どおり名目GDP対比3%以内に収まる見通しとなっている。

2. 本予算案に盛り込まれた措置等の概要は以下のとおり。

(1) 歳入面

イ. インフレ調整減税

——所得税の各税率に対応する課税所得の水準を一律12.3%(82年平均のインフレ率見通しに相当)引上げ

——富裕税(56年10月号「要録」参照)の課税対象最低資産額引上げ(個人の資産300万フラン→320万フラン、事業上の資産200万フラン→220万フラン)

ロ. 長期貯蓄奨励措置(「要録」別項参照)に係わる税制の手直し(2.5億フランの減税に相当)

ハ. 高所得層に対する増税

——年収27万フラン超の独身者もしくは同54.1万フラン超の夫婦者につき、27万フラン超もしくは54.1万フラン超の部分にかかる所得税率を65%(従来の最高税率は60%)とする。

——高所得層に対する特別税(56年10月号「要録」参照)の存続(注)

(注) ただし、課税対象を所得税納税額28千フラン超(82年度は同25千フラン超)の納税者とともに、税率を同28千フラン超の部分につき7%(82年度は同15千フラン超の部分につき10%)とする(17.5億フランの減税に相当)。

——高所得層に対する職業上の必要経費控除制限(51万フラン超の年収に対する控除は50.9千フランまで)の存続

ニ. 扶養子女免税額の上限(56年10月号「要録」参照)の存続(注)

(注) ただし、扶養子女一人当たりの免税額上限を82年度の7.5千フランから8.45千フランに引上げる。

ホ. たばこ税、自動車保有税引上げ(税収増計15億フラン)

ヘ. 保険会社に対する新規課税(税収増16億フラン)

(2) 歳出面

イ. 行政一般経費節約

官庁の一般経費を実質ベースで横這いに抑えるほか、財政支出節約委員会(comité permanent des économies budgétaires)(注)を設置し、冗費節約や

フランスの83年度予算案

(単位:百万フラン、△印は赤字)

		(注1) 1982年度 当初予算 (A)	1983年度 当初予算案 (B)	(B)/(A)
確 定 収 支	歳 出 (注2)	788,409	881,166	+ 11.8
	非軍事支出 うち(公債費)	644,334 (53,679)	722,537 (58,376)	+ 12.1 (+ 8.8)
	(資本支出)	(66,215)	(74,482)	(+ 12.5)
	軍事支出	144,392	158,866	+ 10.0
	歳 入 (注3)	704,599	766,056	+ 8.7
	租 税	797,619	889,830	+ 11.6
収支尻		△ 83,810	△ 115,109	—
暫定収支尻		△ 11,646	△ 2,633	—
総合収支尻		△ 95,456	△ 117,762	—

(注1) 81年12月30日成立。

(注2) 特別引当勘定の収支尻を含む。

(注3) 総歳入から地方交付金・E C 捐出金等を差し引いたもの。

83年度予算案の前提となる経済見通し

(前年比、単位: %)

	1981年 (実績)	1982年 (見通し)	1983年 (見通し)
実質 G D P*	+ 0.2	+ 1.7	+ 2.0
個人消費*	+ 1.7	+ 2.3	+ 1.6
総固定資本形成	- 2.3	+ 0.1	+ 0.5
非金融企業	- 3.5	+ 0.4	+ 1.5
家計	- 1.1	- 1.0	- 1.0
輸出	+ 4.6	- 0.4	+ 5.3
輸入	- 1.5	+ 2.0	+ 3.8
消費者物価上昇率 (年平均)	+ 13.4	+ 12.3	+ 8.3
消費者物価上昇率 (12月前年同月比)	+ 14.0	+ 10.1	+ 8.0
G D P デフレーター*	+ 11.5	+ 12.1	+ 8.9
家計実質購買力	+ 2.0	+ 1.7	+ 0.9

* マルシャン・ベース。

支出効率化の一助とする。

(注) 構成メンバーは、予算相、上下両院の各予算委員会委員長等計5名。

ロ. 公債費削減

金利水準の低下に伴う利払い負担減少予想に加え、T B を割引方式から利付方式に変更することによる利払いの後ずれ(50~60億フラン)もあって、公

債費の伸びは大幅に低下(前年度当初予算比 +8.8 %、前年度同 +42.2%)することを見込んでいる。

ハ. 投融資圧縮

国有化企業等に対する補助金・融資額を削減し、経済社会開発基金等を通じる投融資(暫定収支に計上)を圧縮する(注)。

(注) ただし、確定収支において、国有化企業等に対する資金援助として、増資受けあるいは利子補給が相当額計上されている。

ニ. 軍事・社会保障関係支出の抑制

前年度当初予算比伸び率

軍事支出 82年度 +17.2% → 83年度 +10.0%
社会保障関係支出 82年度 +39.9% → 83年度 +15.5%

◇英國大蔵省、物価スライド条項付国民貯蓄証書保有限度額の引上げ等を実施

英國大蔵省は、国民貯蓄制度(National Savings)による資金調達目標(82年度30億ポンド)達成のため、以下の措置を実施した。

(1) 物価スライド条項付国民貯蓄証書(index-linked National Savings Certificates)の1人当たり保有限度額を5千ポンドから10千ポンドに引上げる(7月26日実施)。

(2) 所得債券(Income Bond)を新たに発売する(8月2日以降)。条件等は次のとおり。

イ. 金利 変動金利(変更の6週間前に告知、8月2日発売開始時13.5%)

ロ. 期間 1年据置、その後は通知期間6か月で換金可能

ハ. 保有限度 20万ポンド(最低購入額5千ポンド、購入単位1千ポンド)

ニ. 利子は課税対象(国民貯蓄証書は非課税)

ホ. 利払時期 毎月(注)

(注) 長期国債は年2回、国民貯蓄証書は償還時に一括して金利が支払われる。

◇英國、ロンドン金利先物市場の取引を開始

1. 英国、ロンドン金利先物市場(London International Financial Futures Exchange<LIFFEと略称>)は9月30日、開所式を行い取引を開始した。

同市場の概要は次のとおり。

(1) 取引所

シティーの中心にある Royal Exchange の建物を改築して使用。

(2) 会員

会員数は現在258社(うち日本関係企業28社)。会員は、清算会社との間で取引決済を行い得る清算会員(clearing member)と、市場でプローカー業務のみに従事する非清算会員(non clearing member)とに分けられる。

(3) 清算会社

The International Commodities Clearing House Ltd.(ICCHと略称)が清算業務等を行う。清算会社は、市場内で成立した取引について売買当事者のあいだに入り、売り方、買い方双方の取引相手方となって当該取引決済に必要な清算、受渡しを行う。また、清算会社は取引会員から証拠金の預託を受ける等の業務を行う。

(4) 取引方法

取引所の立合い場におけるオープン・アウトクライ方式(open outcry:両手で売り買いの別、限月、数量

を示し、価格を口頭で叫びながら取引の出合いを求める方法)。

(6) 市場の運営・監督

市場はロンドン金利先物市場株式会社(London International Financial Futures Exchange Ltd.)により管理、運営される。全般的な監督は英蘭銀行が行うものの、ロンドン所在の各種商品先物市場同様、自主規制・自主的監督を建前としている。具体的には市場監督部(Market Supervision Division)は会員に対する広範な調査権限を有しているほか、会員の財務状況を一定水準以上に保つための資本充実度規制(Net Worth Requirement)(注3)、取引の適切なコントロールを図るために証拠金規制等が実施されている。

(注3) 資本充実度規制の内容

会員の種類	*最低純資産額 (万ポンド)
○清算会員	
他の会員のための清算を行ひ得る会員	100

(5) 取引対象および取引条件

(注1) 取引対象	3か月物 ユーロ・ダラーリ 金	3か月物ポンド 預金金利	20年物英國 長期国債	為替						
				英ポンド	ドイツ マルク	日本円	スイス フラン			
取引単位	1百万ドル	250千ポンド	表面利率12%の20年 物国債(既発)、額面 50千ポンド	千ポンド 25	千マルク 125	百万円 12.5	千フラン 125			
価格表示	100.00—年利% (年利12%の場合88)	同左	額面100ポンド当たり の売買価格	取引通貨単位当たりの米ドル価格						
受渡限月	3月、6月、9月、12月(當時5か限月の上場を予定)(注2)									
標準決済方法	決済は次のいずれかの方法(買い手オプション) (イ) 決済日に市場が指定した銀行に契約 にもとづく預金(3か月物)を設定 (ロ) 清算会社算出の決済価格と契約価格 との差損(ないし差益)を現金決済	残存15~25年の既発 国債の受渡し(表面 利率、残存期間の違 いは代り金により調 整)	(注1)にあるように、当面は英ポンドもしくは米ドル取引のみが行わ れるため、当該通貨(英国もしくは米国)において受渡し							
決済日	当該限月の第2水曜日	同左	当該限月中の営業日	当該限月の第2水曜日						
最終取引日	決済日の2営業日前	決済日の1営業日 前	当該限月最終営業日 の2営業日前	決済日の2営業日前						
当初証拠金 (1取引単位 当たり)	2,000ドル	500ポンド	1,500ポンド	1,500ドル						
取引時間帯	8:30~15:00*	9:00~15:02	9:30~15:15	8:35 15:02*	8:40 15:04	8:30 15:00	8:45 15:06			

* 10月11日より30分間延長され各々15:30、15:32となった。

(注1) 当面は3か月ものユーロ・ダラーリ金利および英ポンド、米ドルの為替取引のみを行う。

(注2) 当面は82年12月、83年3月に限られるが、市場に十分な需要があれば、遂次受渡限月を追加していく予定となっている。

自己のための清算のみを行ひ得る会員	50
○非清算会員	
会員外の顧客の注文を受け得る会員	10
会員のみ注文を受け得る会員	2.5
*会員の純資産額に、一定要件を具備した親会社ないし 第3者との保証を加えた額	

変更後：市場理事会が適当と認める者に自由価格での会員権の転売を許容。

新規会員の参入を求ることによって市場の活性化が図れるよう、取扱いを変更することとしたものである。

2. 本市場は、英國の為替管理撤廃(79年10月)を契機に、ロンドン所在の資金・為替ブローカーや商品先物取引所の清算会社 ICCHがその設立を話し合ったのが発端である。その後、英蘭銀行も①先物市場が設立されてもその取引対象、取引方法等が適切であれば、現物市場の価格形式に攪乱的影響が及ぶおそれはほとんどないと結論を得たこと、②金利先物市場の設立が時代の趨勢とすれば、これをロンドンに設立することがシティ全体の発展にとってプラスと判断したこと、さらに、③ロンドンの金融界からも市場設立に強い関心が示されるに至ったことから、昨年2月に本市場の設立を条件付きで支持する旨公式に表明した。これを受け、81年9月に上記の市場運営会社が設立され、昨年7月と本年2月に市場会員の募集が行われる一方、市場取引条件、自主的監督手段等の整備が進められ、取引開始の運びとなったものである。

◇英國、ロンドン金先物市場の取引条件等を変更

ロンドン金先物市場会員総会は10月1日、市場取引通貨を英ポンド建から米ドル建に変更(10月19日より実施)するとともに、これまで実質的に禁止してきた市場会員権の転売を条件付きながら認めることを決定した旨発表した。

取引条件等変更の内容および背景は次のとおり。

(1) 取引通貨

変更前：英ポンド建

変更後：米ドル建

(取引通貨の変更に伴い、最小価格単位、最大価格変動幅、証拠金も英ポンド建から米ドル建に変更)

従来から金取引のほとんどは米ドル建で行われているため、市場取引が英ポンド建の場合には業者が為替リスクを負担しなければならず、これが去る4月19日に当市場での取引が開始されて以来(3月号「要録」参照)、取引が低調である一因とする批判の声が根強かったことから、今回取引通貨を米ドル建に変更したものである。

(2) 会員権の転売

変更前：市場発足後3年間は会員権の転売を認めない扱い(会員権は、理事会の定める価格で市場運営会社にのみ売却可能)。

◇イタリア、輸出決済猶予期間を延長

イタリア外国貿易省は9月15日、個別承認を必要としない小口の財・サービスの輸出決済猶予期間を60日から90日に延長し21日より実施する旨発表した。

同省では輸出決済猶予期間を4月19日以降リーズ・アンド・ラグズ規制の一環として120日から60日に短縮させてきたが(5月号「要録」参照)、リラ相場のEMS内における堅調な推移等を背景に、今般一部規制緩和に踏切ったものである。

◇ベルギー中央銀行、新紙幣を発行

ベルギー中央銀行は9月15日、額面5,000フランの新紙幣を発行した。新5,000フラン紙幣(ギド・ゲゼル<19世紀の詩人>の肖像を印刷)の発行に伴い、旧5,000フラン紙幣(アンドレ・ヴェザル<16世紀の医学学者>の肖像を印刷)は漸次回収される。

なお、今次新紙幣発行により、78年以来の一連の紙幣刷新^(注)は完了したかたちとなる。

(注) これまでの新紙幣発行は以下のとおり(いずれも19世紀の著名人の肖像を印刷)。

78年4月5日	100フラン紙幣
79年4月4日	500 "
80年12月3日	1,000 "

◇デンマーク、連立内閣成立

Joergensen 少数単独内閣(社会民主党)は9月3日、経済政策(84年度における社会保障費などの財政支出削減および所得政策の実施など)をめぐり議会で意見の対立が激化したため、総辞職した。このため、野党第1党の保守党(Poul Schlueter党首)と中道3党(中道民主党、自由党、キリスト教人民党)が保守・中道連立内閣を組閣し、9月10日、新閣僚名簿を発表した。新内閣の主なメンバーは以下のとおり。

首 相	Poul Schlueter	(保守 党)
経 済 相	Anders Andersen	(自由 党)
産 業 相	Ib Stetter	(保守 党)
公共事業相	Arne Melchior	(中道民主党)
エネルギー相	Knud Enggaard	(自由 党)
社 会 相	Palle Simonsen	(保守 党)
蔵 丞 相	Henning Christophersen	(自由 党)
外 相	Uffe Ellemann-Jensen	(自由 党)

◇スウェーデン中央銀行、罰則金利を引上げ

1. スウェーデン中央銀行は9月30日、同行の市中銀行貸出に適用する罰則金利(注1)を2%引上げ17%とし、10月1日から実施する旨発表した。

(注1) 従来市中銀行が自己資本の50%を超える借入を行う場合に適用されてきたが、10月1日以降、この比率は75%に引上げられ、この結果公定歩合(現在10%)適用貸出の範囲が拡大している。

2. 本措置につき、スウェーデン中央銀行は、「最近の政局混迷(注2)を映じた資本流出の急増に対処したもの」と説明している。

(注2) 本年9月19日に行われた総選挙で野党社会民主党(政策的には失業対策に重点)が勝利を納めたものの、単独過半数をしめるまでには至らず、この結果組閣が難航している。

◇フィンランド、フィンランド・マルカを切下げ

1. フィンランド中央銀行は10月5日、フィンランド・マルカを主要貿易相手国通貨バスケット(13通貨)に対し4%切下げ、10月6日実施する旨発表した。今回の措置は一昨年3月の2%切下げ(55年4月号「要録」参照)に続くものである。

2. 今次措置につきフィンランド中央銀行では、「本年9月6日のノルウェー・クローネの3%切下げ(9月号「要録」参照)や10月1日のスウェーデンの罰則金利引上げ(「要録」別項参照)等からフィンランド・マルカの切下げ思惑が台頭し、資本の流出が急増したことに対処したもの」と説明している。

アジア諸国

◇韓国、1983年度予算案を発表

韓国政府は9月13日、1983年度(83年1月~12月)の予算案を発表した。本予算案では税収の伸び悩みに伴う歳入不足から同国史上初めて赤字国債の発行に踏み切る一方、歳出面では従来高い伸びを維持してきた経済開発費や国防費をも抑制するなど73年以来の低い伸び(前年比+9.8%、前年度予算+22.0%)となっている。なお同時に発表された83年の同国経済見通しによると実質成長率+7.5%、輸出250~255億ドル、卸売物価上昇率+5%となっている。

歳出入面の特色は次のとおり。

(1) 歳出面では、地方財政費(前年比+20.3%)、地域間の均衡的発展のための投資拡大)、対外債務償還費その他(同+72.4%)が大幅な伸びとなっているが、経済開発費(同+5.7%)、国防費(同+4.5%)等は歳入不足から小幅の伸びにとどめられている。

(2) 歳入面では、税収が企業収益の伸び悩みや税率引下

韓国の1983年度予算案

(単位、億ウォン、%)

			1982年度		1983年度予算案	
			当初 予算	前年 比	構成 比	前年 比
歳	租 税	84,217	28.3	86,789	82.5	3.1
	うち 内 国 税	55,824	21.8	59,733	56.8	7.0
	關 税	12,361	30.2	12,055	11.5	△ 2.5
	防 衛 税	13,653	32.6	12,524	11.9	△ 8.3
入	教 育 税	2,379	—	2,477	2.3	4.1
	専 売 益 金	7,605	11.8	8,300	7.9	9.1
	國 債 発 行	—	—	5,500	5.2	—
	そ の 他	3,959	△ 34.9	4,581	4.4	15.7
合 計		95,781	22.0	105,170	100.0	9.8
歳	一 般 行 政 費	10,016	18.8	10,993	10.5	9.8
	國 防 費	33,021	22.3	34,521	32.8	4.5
	教 育 費	19,812	35.3	21,700	20.6	9.5
	社 会 開 発 費	6,010	30.5	6,495	6.2	8.1
	經 濟 開 発 費	16,792	17.3	17,744	16.9	5.7
	地 方 財 政 費	7,190	38.3	8,647	8.2	20.3
出	債 務 償 戻、そ の 他	2,941	△ 32.0	5,069	4.8	72.4
	合 計	95,781	22.0	105,170	100.0	9.8

げ(法人税や相続税等)などから前年比+3.1%と前年(同+28.3%)を大幅に下回る伸びとなっている。このため上記歳出の抑制にもかかわらず同国史上初めて赤字国債の発行(5,500億ウォン、歳入に占めるウエイト5.2%)に踏み切った。

◇台湾、公定歩合および市中預貸資金金利を引下げ

中央銀行は9月17日、公定歩合の0.75%引下げを決定、18日より実施した。これを受けて銀行公会(わが国の全国銀行協会に相当)は預貸資金利の引下げ(貸出し利0.75~1%、預本金利0.75%)を決定、中央銀行の承認を経て同じく18日より実施した。

台湾では昨年10月以降景気のスローダウンに対処して5回にわたって公定歩合(通計4%)および市中金利を引下げてきたが、その後も輸内需の低迷が続き企業倒産も増加をみている。今回措置はこうした状況下「もう一段の景気浮揚策が必要」(愈国華中央銀行総裁)との判断からとられたものである。

新旧金利は次のとおり(単位・年利、%)

(1) 公定歩合	旧	→	新
手形再割引	9.25		8.50

担保貸付	10.50	9.75	予想)を勘案した実質ベースでは前年を下回る緊縮予算となっている(予算規模の対G.N.P比、82年度16.9%→83年度15.9%)。政府は当初、景気拡大と来年度から始まる新5ヵ年開発計画(83~87年平均成長率+6.5%)推進のために720億ペソの積極予算を検討していたが、「景気回復の遅れから税収の伸び悩みが予想されるほか、対外借入にも節度を求められている状況下、予算規模を圧縮せざるを得なかった」(ビラタ首相)旨説明している。同予算案の概要は次のとおり。
無担保貸付	12.50	11.50	
輸出前貸	8.25	7.75	
(2) 市中金利			
イ. 貸付金利			
短期貸付	{ 最低 最高	{ 10.50 12.50	{ 9.75 11.50
中・長期貸付	{ 最低 最高	{ 11.00 13.25	{ 10.25 12.25
ロ. 預金金利			
当座預金		2.75	据置き
普通預金		6.75	6.00
定期預金			
3か月		9.00	8.25
6か月		9.50	8.75
1年		10.50	9.75
2年		10.75	10.00
3年超		11.00	10.25

◇タイ、預貸金金利引下げ

タイ大手商業銀行は、9月2日、1、2年もの定期預金および貸出上限金利の引下げを発表、10日から実施した。これは、8月中2回にわたって実施された公定歩合の引下げ(8、9月号「要録」参照)に追随したもので「貸出上限金利引下げによる景気刺激効果が期待」(タイ中央銀行)されている。

新金利は次のとおり。

	旧	新
貯蓄預金	9%	据置き
定期預金	{ 3か月 6か月 1年 2年	{ 10‰ 11‰ 13‰ 14‰
貸出上限金利	19‰	18
プライム・レート	17‰	据置き

◇フィリピン、1983年度予算成立

フィリピンでは1983年度(83/1~12月)予算案が7月27日に国会(暫定国民議会)に提出され、9月6日可決された。同予算は歳出規模650億ペソと前年比+8.8%の伸びにとどまっており、物価上昇率(政府は+10%前後と

フィリピンの1983年度予算

(単位・億ペソ)

		1982年度 (当初予算)	1983年度	前年比
歳 入	租税等経常収入	477	443	△ 7.1
	借入金	120	207	72.5
	計	597	650	8.8
歳 出	経済開発費	253	171	△ 32.3
	社会開発費	139	209	50.0
	国防費	67	68	1.0
	一般行政費	86	65	△ 24.3
	債務償還費	52	84	62.1
	その他の	—	53	—
	計	597	650	8.8